

配置販売業許可申請手続き

1 必要書類

必要書類	注意事項
1 許可申請書	・ 許可申請書注意書参照のこと
2 登記事項証明書（法人の場合）※	・ 発行日より6か月以内のもの
3 業務に責任を有する役員の組織図、規定図又は業務分掌表（法人の場合）	
4 申請者の医師の診断書※ （申請書様式の申請者の欠格条項（6）欄に該当するおそれがある場合）	・ 発行日より3か月以内のもの
5 区域管理者、従事する有資格者の住所、氏名、週当たり勤務時間数、登録番号、登録年月日を記載した書類（別記様式1-4）	
6 兼営事業の種類、販売する医薬品の区分を記載した書類（別記様式1-4）	
7 区域管理者、従事する有資格者の資格を証する書類※	・ 薬剤師免許証の写しまたは販売従事登録証の写し（原本を提示するか、申請者による原本照合が必要です）
8 区域管理者、従事する有資格者の使用関係を証する書類※ （別記様式1-1）	雇用契約書の写しでも可
9 申請手数料	県証紙 32,000円
その他注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ ※2、4、7、8については、既に、同一の書類（上記のそれぞれの期限内のものに限る）を薬事法に基づく申請又は届出の際に提出している場合は省略することができる。その場合は、「備考」欄に省略した添付書類の名称、提出年月日及び提出先を記載すること。 ・ 許可申請の際に「一般用医薬品の適正配置を確保するための指針」及び「業務手順書」を御提示ください（許可申請時に内容を確認します）。 	

2 受付窓口

《県内業者の場合》

所管する各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

電話：村山総合支庁（村山保健所）医薬事室 023-627-1248

最上総合支庁（最上保健所）医薬事担当 0233-29-1257

置賜総合支庁（置賜保健所）医薬事担当 0238-22-3872

庄内総合支庁（庄内保健所）医薬事担当 0235-66-4738

《県外業者の場合》

電話：県庁健康福祉企画課薬務・感染症対策室 023-630-2332